

令和4年5月

熊野市議会臨時会会議録

令和4年5月13日 開会

令和4年5月13日 閉会

熊野市議会

令和4年5月熊野市議会臨時会会議録目次

第1日目（5月13日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
会議に出席した事務局職員の職氏名	2
提出議案	2
議事日程	2
開 会	4
市長の挨拶	4
議長の選挙	8
議席の指定	11
会議録署名議員の指名	12
会期の決定	12
副議長の選挙	12
仮議長の選任を議長に委任することについて	14
紀南病院組合議会議員の選挙	15
紀南介護保険広域連合議会議員の選挙	16
東紀州環境施設組合議会議員の選挙	17
三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	18
諸般の報告	19
議案の上程	19
提案説明	19
議案第1号	20
議案第2号	21
議案の質疑	22
議案第1号	22
議案第2号	22
委員会付託の省略	23
討論、採決	23

議案第 1 号	23
議案第 2 号	24
議案の上程	24
提案説明	25
同意案第 1 号	25
委員会付託の省略	25
採 決	25
閉会中の継続審査	26
閉 議	26
閉 会	27
署名議員	28

令和4年5月熊野市議会臨時会会議録

(第1日)

令和4年5月13日(金曜日)

令和4年5月熊野市議会臨時会会議録

令和4年5月13日（金曜日）

第 1 日

招集年月日 令和4年5月13日（金）

招集の場所 熊野市議会議場

開 会 令和4年5月13日（金）午前9時00分

開 議 令和4年5月13日（金）午前9時00分

出席議員

1番	和田	泰史君	2番	扇谷	智美さん
3番	岩本	有史君	4番	仮屋	義雄君
5番	松田	唯君	6番	畑中	新子さん
7番	森岡	忠雄君	8番	川口	朋さん
9番	久保	智君	10番	大橋	秀行君
11番	濱	重明君	12番	岩本	育久君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市	長	河上 敢二 君	副	市	長	大西 浩文 君					
市	長	公室長	濱中 雅人 君	総	務	課長	吉井 敬幸 君				
市	民	保	険	課	長	森下 みほ子さん	税	務	課	長	勝田 悦生 君
監	査	委	員	事	務	局	長	山本 吉久 君			

職務のため出席者

事	務	局	長	大谷 健 君	次	長	兼	議	事	係	長	山本 真彦 君
議	事	係	濱田 江美 さん	庶	務	係	河上 あゆみさん					

提出議案

議案第1号 専決処分の承認について

議案第2号 専決処分の承認について

同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

議事日程

開 会

日程第1 議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 副議長の選挙

日程第6 仮議長の選任を議長に委任することについて

- 日程第7 紀南病院組合議会議員の選挙
日程第8 紀南介護保険広域連合議会議員の選挙
日程第9 東紀州環境施設組合議会議員の選挙
日程第10 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

諸般の報告

1 説明員の報告

[提案理由、内容説明、質疑、討論、採決]

日程第11 議案第1号 専決処分の承認について

日程第12 議案第2号 専決処分の承認について

[提案理由、採決]

日程第13 同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

日程第14 閉会中の継続審査の申し出について

閉 議

閉 会

午前 9時 00分 開会

○議会事務局長（大谷 健君） 皆さん、おはようございます。

議会事務局長の大谷でございます。

本臨時会は、改選後、最初の議会でございますので、地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ご出席の議員中、岩本育久議員が年長でありますので、ご紹介申し上げます。

岩本育久議員、議長席にお着きくださいますようお願いいたします。

（岩本育久議員、議長席へ着席）

○臨時議長（岩本育久君） ただいまご紹介いただきました岩本でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

市長からの発言の申出がありますので、これを許可いたします。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

去る4月24日に熊野市議会議員選挙が執行されました。今回の選挙におかれましては、定員を2名上回る激戦の下に行われましたが、皆様方にはめでたくご当選を果たされました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後、市政発展に向けたご協力、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、ご承知のとおり、本市を取り巻く諸状況は、過疎化、少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症がもたらした影響により、低迷する社会経済情勢とも相まって、大変厳しい状況にあります。そのような中ではございますが、コロナ禍によって大きく疲弊した経済の回復、再活性化を最優先に、デジタルトランスフォーメーションの推進、SDGsの推進を施策横断的目標と位置づけ、地方創生の取組をはじめ、「働く場の創出を目的とする産業の振興」「福祉、健康づくり、子育て支援」「万全な防災対策」の3点を引き続き大きな柱として、教育・文化、生活環境等々、まちづくりの多く

の課題に対応するため様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、市政運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げますとともに、ますますご健勝でご活躍をいただけますようご祈念を申し上げ、挨拶とさせていただきます。

- 臨時議長（岩本育久君） 改選後、最初の議会であり、初対面の方もございますので、この際、執行部を含めまして自己紹介をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 臨時議長（岩本育久君） ご異議ないようですので、ただいまから自己紹介をお願いします。

まず、執行部からお願いしますが、先ほど市長からご挨拶を受けましたので、副市長から順次お願いします。

（執行部自己紹介）

- 副市長（大西浩文君） 副市長の大西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 教育長（倉本勝也君） 教育長の倉本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 市長公室長（濱中雅人君） 市長公室長の濱中と申します。よろしくお願いいたします。

- 総務課長（吉井敬幸君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長の吉井と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

- 教育委員会総務課長（雑賀大策君） 教育委員会総務課長の雑賀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 消防長（湊 健君） 消防長の湊です。よろしくお願いいたします。

- 福祉事務所長（坪井孝之君） 福祉事務所長の坪井です。よろしくお願いいたします。

- 建設課長（西 喜久也君） 建設課長の西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 農林業振興課長（福岡稔雄君） 農林業振興課長兼農業委員会事務局長、福岡でございます。よろしくお願いいたします。

- 観光スポーツ交流課長（北畑 亨君） 観光スポーツ交流課長の北畑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

- 税務課長（勝田悦生君） 税務課長の勝田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

- 市民保険課長（森下みほ子さん） 市民保険課長の森下と申します。どうぞよろしくお願
いいたします。
- 地域振興課長（乾 義昭君） 紀和総合支所地域振興課長の乾と申します。よろしくお
願いいたします。
- 健康・長寿課長（吉田裕栄君） 健康・長寿課長の吉田と申します。どうぞよろしくお
願いいたします。
- 防災対策推進課長（林 正明君） 防災対策推進課長の林と申します。よろしくお願
いいたします。
- 環境対策課長（濱中拓也君） 環境対策課長の濱中と申します。どうぞよろしくお願
いいたします。
- 水道課長（畑中千早君） 水道課長の畑中と申します。よろしくお願
いいたします。
- 会計管理者兼会計課長（西 益史君） 会計管理者兼会計課長の西と申します。よろし
くお願いいたします。
- 監査委員事務局長（山本吉久君） 監査委員事務局長の山本と申します。よろしくお願
いいたします。
- 教育委員会学校教育課長（伴 充君） 教育委員会学校教育課長の伴です。よろしく
お願いいたします。
- 教育委員会社会教育課長（柳本 豊君） 教育委員会社会教育課長の柳本と申します。
よろしくお願いいたします。
- 紀南介護保険広域連合事務局長（坪井 幸さん） 紀南介護保険広域連合事務局長の坪井
と申します。よろしくお願いいたします。
- 福祉事務所副参事兼子ども家庭総合支援室長（加藤葉子さん） 福祉事務所副参事、加
藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 総務課副参事兼管財契約情報推進室長（神戸裕之君） 総務課副参事の神戸と申します。
よろしくお願いいたします。
- 市長公室副参事（濱口 圭君） 市長公室副参事、濱口と申します。どうぞよろしくお
願いいたします。
- 消防次長兼消防本部総務課長（城平一彦君） 消防次長の城平と申します。どうぞよろ
しくお願いいたします。
- 消防署長（小山宗宏君） 消防署長の小山と申します。どうぞよろしくお願いいたしま

す。

○臨時議長（岩本育久君） それでは、次に、議員諸君の自己紹介をただいまの着席順に
お願いします。

（議員自己紹介）

- 1番（和田泰史君） 和田泰史と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 2番（扇谷智美さん） 扇谷智美と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 3番（岩本有史君） 岩本有史と申します。よろしくお願ひいたします。
- 4番（仮屋義雄君） 仮屋義雄と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 5番（松田 唯君） 松田唯です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 6番（畑中新子さん） 畑中新子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 7番（森岡忠雄君） 森岡忠雄と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 8番（川口 朋さん） 川口朋と申します。よろしくお願ひ申し上げます。
- 9番（久保 智君） 久保智です。よろしくお願ひいたします。
- 10番（大橋秀行君） 大橋秀行です。どうかよろしくお願ひいたします。
- 11番（濱 重明君） 濱重明と申します。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（岩本育久君） 暫時休憩いたします。

執行部の方は退場願ひます。

議員諸君はそのまましばらくお待ちください。

（午前 9時 09分）

○臨時議長（岩本育久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 15分）

開 会 ・ 開 議

○臨時議長（岩本育久君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年5月熊野市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、議事日程はお手元に配付のとおりであります。臨時議長といたしましては、日程第1 「議長の選挙」のみを行い、事後の日程は新議長により運営されますので、ご了承願います。

議長の選挙

○臨時議長（岩本育久君） 日程第1 「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（岩本育久君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

（ 議 場 の 閉 鎖 ）

○臨時議長（岩本育久君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（ 投 票 用 紙 配 付 ）

○臨時議長（岩本育久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（岩本育久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（ 投 票 箱 の 点 検 ）

○臨時議長（岩本育久君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

(局長の点呼に従い投票)

○臨時議長(岩本育久君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(岩本育久君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の開鎖)

○臨時議長(岩本育久君) 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

1番 和田泰史議員、7番 森岡忠雄議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました2名の諸君の立会いをお願いします。

(立会いのもと開票)

○臨時議長(岩本育久君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 12票、無効投票 0票、うち白票 0票であります。

有効投票中、久保智議員 12票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3.00票であります。

よって、久保智議員が議長に当選されました。

久保議員が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

久保議員の発言を許します。

久保議員。

(新議長 久保 智君 登壇)

○議長(久保 智君) お許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびは、議長にご選任を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、今回の市議選におきましては、定数が14から12に定数減となり、多くの先輩議員が勇退され、そして新たに4名の議員がこの議場に登場されました。市議会の変革が予想されるこの節目のときに、議長の大役を仰せつかったことは、責任の重さをひしひ

しと感じているところでございます。

さて、私たち市議会は、常々3つの大切な柱があるというふうに思っています。

1つは、開かれた議会であること。

これまで市議会においては、市民懇談会、地域懇談会、そして議会だよりの発行などを通して、市民との接点を図ってまいりました。しかしながら、そのことが市民の皆さんから開かれた議会としての高い評価を得ていたかという点、そうとは言えない状況であるというふうに思っております。また、市議会における情報共有の問題や、議員間討議などにおいても、まだまだ足りない部分があったのかと感じています。このことを踏まえ、皆さんと協議しながら、より開かれた熊野市議会の構築を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、2つ目に、物言う議会であること。

私たち議員には執行権というものがございません。では、どういう形で施策に関わっていくか。以前、地方創生に係る特別委員会が設置されました。そして、個々の議員がいろいろな思いを持ち込み、それを幾つかの提言にまとめ、市長に提出をさせていただきました。市長は、その中から多くの事案について事業として取り上げていただき、特に子育てに関する施策につきましては、それを基に他の自治体に先んじた事業の構築を行っていただきました。このことは、執行権がなくても、プランナー、提言者として施策に関わっていける可能性があるということを示されたものだというふうに思っています。また、執行部からの議案を審議して承認するだけではなく、重要施策については、市議会としての意思をしっかりと示すことも重要であると考えます。これらを果たしていくためには、議員個々の能力向上はもとより、組織としての議会のレベルアップも果たしていかなければなりません。いろいろな機会を設けて研さんを積んでいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

3つ目は、自分たちを律する議会であること。

5年ほど前、私たちは市議会基本条例を定め、その後、倫理規定も決めました。これは市議会としてどうあるべきか、議員としてどうあるべきかを自ら定めたものです。当初は、他の自治体のものを参考にしてしようとした動きもありましたが、やはり自らの言葉でこれを定めるべきという声が上がって、長い議論を経て今の条例が成立いたしました。自らを律することによってこそ、市民の信頼を得る第一歩かと思っております。新たに議員になられた皆さんだけでなく、再選された皆さんにおかれましても、いま一度これ

を熟読し、これを遵守することをお誓いいただきたいというふうに思います。

最後になりましたが、私の座右の銘は「できることをできる限り」です。市民の皆さんが市議会に求めるのは、市民と共にあることかと思えます。コロナ禍の中、市民に寄り添い、市民の声を代弁するその基本を忘れずに、できることをできる限り達成できる議会であるよう皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

長くなりましたが、就任に際しましてのご挨拶とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長（岩本育久君） 議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。

新議長と交代いたします。

議長、議長席にお着きをお願いします。

(新議長、議長席へ着席)

○議長（久保 智君） それでは、ただいま交代いたしました。

議事運営にご協力をお願いいたします。

議席の指定

○議長（久保 智君） 日程第2 「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸氏の氏名とその議席の番号を局長に朗読させます。

番号と氏名を読み上げてから、標柱をお立てください。

○議会事務局長（大谷 健君） 命により、朗読いたします。

1番 和田泰史議員、2番 扇谷智美議員、3番 岩本有史議員、4番 仮屋義雄議員、5番 松田唯議員、6番 畑中新子議員、7番 森岡忠雄議員、8番 川口朋議員、9番 久保智議員、10番 大橋秀行議員、11番 濱重明議員、12番 岩本育久議員。

以上でございます。

会議録署名議員の指名

○議長（久保 智君） 日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第86条の規定により、議長において、

1番 和田 泰史 議員

7番 森岡 忠雄 議員

を指名いたします。

会期の決定

○議長（久保 智君） 日程第4 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期については、本日5月13日、1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日5月13日、1日間と決しました。

副議長の選挙

○議長（久保 智君） 日程第5 「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議 場 の 閉 鎖)

○議長(久保 智君) ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投 票 用 紙 配 付)

○議長(久保 智君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(久保 智君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投 票 箱 の 点 検)

○議長(久保 智君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

(局長の点呼に従い投票)

○議長(久保 智君) 投票漏れはありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(久保 智君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 開 鎖)

○議長(久保 智君) 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

1番 和田泰史議員、7番 森岡忠雄議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました2名の諸君の立会いをお願いいたします。

(立会いのもと開票)

○議長(久保 智君) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 12票、無効投票 0票、うち白票 0票であります。

有効投票中、畑中新子議員 12票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3.0票であります。

よって、畑中議員が副議長に当選されました。

畑中議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

畑中議員の発言を許します。

畑中議員。

(新副議長 畑中新子さん 登壇)

○6番(畑中新子さん) このたびは多数の皆様のご推挙を賜り、副議長に就任させていただきました。誠にありがとうございます。

今後は、議長を補佐し、そして皆様のご指導、ご協力をいただきながら副議長の職務に精励してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

仮議長の選任を議長に委任することについて

○議長(久保 智君) 日程第6 「仮議長の選任を議長に委任することについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第106条第3項の規定により、仮議長の選任を議長に委任願いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保 智君) 異議なしと認めます。

よって、仮議長の選任を議長に委任することに決しました。

○議長(久保 智君) 暫時休憩いたします。

(午前 9時 50分)

○議長（久保 智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

紀南病院組合議会議員の選挙

○議長（久保 智君） 日程第7 「紀南病院組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、紀南病院組合同規約第5条の規定により、本市議会議員のうちから5人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

紀南病院組合議会議員に、3番 岩本有史議員、5番 松田唯議員、10番 大橋秀行議員、11番 濱重明議員、12番 岩本育久議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5人の議員を紀南病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました5人の議員が紀南病院組合議会議員に当

選されました。

3番 岩本有史議員、5番 松田唯議員、10番 大橋秀行議員、11番 濱重明議員、12番 岩本育久議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

紀南介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長（久保 智君） 日程第8 「紀南介護保険広域連合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、紀南介護保険広域連合規約第8条の規定により、本市議会議員のうちから5人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

紀南介護保険広域連合議会議員に、1番 和田泰史議員、2番 扇谷智美議員、4番 仮屋義雄議員、7番 森岡忠雄議員、8番 川口朋議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5人の議員を紀南介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました5人の議員が紀南介護保険広域連合議会議員に当選されました。

1番 和田泰史議員、2番 扇谷智美議員、4番 仮屋義雄議員、7番 森岡忠雄議員、8番 川口朋議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

東紀州環境施設組合議会議員の選挙

○議長（久保 智君） 日程第9 「東紀州環境施設組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、東紀州環境施設組合同規約第6条の規定により、本市議会議員のうちから2人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

東紀州環境施設組合議会議員に、6番 畑中新子議員、私、9番 久保智を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2名の議員を東紀州環境施設組合議会議員の

当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保 智君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました2名の議員が東紀州環境施設組合議会議員に当選されました。

6番 畑中新子議員、私、9番 久保智が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(久保 智君) 日程第10 「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保 智君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保 智君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、久保智を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保 智君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、久保智が三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

会議規則第31条第2項の規定により、当選人に対して告知をいたします。

○議長（久保 智君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時 09分）

○議長（久保 智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 15分）

諸般の報告

○議長（久保 智君） 開議に先立ち、諸般の報告については、地方自治法第121条第1項の規定により、関係当局に出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり通知を受けております。

議案の上程（議案第1号～議案第2号）

○議長（久保 智君） 日程第11 議案第1号「専決処分の承認について」及び日程第12 議案第2号「専決処分の承認について」を一括議題といたします。

提案説明

○議長（久保 智君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 令和4年5月熊野市議会臨時会に提出いたしました議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認について」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市税条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めます。

議案第2号「専決処分の承認について」につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めます。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上程議案の内容説明

○議長（久保 智君） 次に、順次内容の説明を求めます。

議案第1号及び第2号について。

税務課長。

（税務課長 勝田悦生君 登壇）

○税務課長（勝田悦生君） 議案第1号、議案第2号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号「専決処分の承認について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の3ページをご覧ください。

熊野市税条例等の一部を改正する条例の第1条、熊野市税条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明申し上げます。

第73条の2は、地方税法の改正により、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより、生命、または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合や、この部分、またはその写しを閲覧に供することが適当でないとして認められる場合には、住所の削除、住所に代わるものとして、市町村長が適当と認める事項の記載、そ

のほか市町村長が適当と認める措置を講じたもの、またはその写しを閲覧に供することができることとなったことに伴う改正でございます。

第73条の3は、地方税法の改正により、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより、生命、または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合や、証明書を交付することが適当でないと認められる場合には、住所の削除、住所に代わるものとして、市町村長が適当と認める事項の記載、そのほか市町村長が適当と認める措置を講じたものを交付することができることとなったことに伴う改正でございます。

中段から4ページにかけての附則第10条の2第2項から第11項は、地方税法の改正により、引用する項の番号を改めるものでございます。

中段の附則第10条の3第9項及び5ページ上段の第11項は、地方税法の改正により、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正で、減額措置の対象となる工事費等の要件を見直す改正でございます。

中段から6ページにかけての附則第12条は、商業地等の固定資産税の土地に係る負担調整措置について、課税標準額の上昇幅を評価額の現行5%のところ、令和4年度に限り2.5%とするものでございます。

続きまして、第2条、熊野市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明申し上げます。

7ページにかけての第48条第9項及び第15項は、地方税法の改正により引用する項の番号を改めるものでございます。

附則第1条は施行期日を、附則第2条は固定資産税に関する経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第2号「専決処分の承認について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の10ページをご覧ください。

熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明申し上げます。

第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を63万円から65万円に、同条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円から20万円に引き上げるものでございます。

中段から11ページにかけての第28条は、減額して得た額が限度額を超える場合には、限度額とすると定めた規定であり、その限度額についても先ほどと同様に引き上げるものでございます。

附則第6項は、規定の適正化のための整備でございます。

附則第1条は施行期日を、附則第2条は経過措置を定めるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長（久保 智君） 日程第11 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岩本議員。

○12番（岩本育久君） お伺いいたします。

議案第1号、3ページから7ページにかけての専決処分の承認についてでございます。

熊野市税条例等の一部を改正する条例で、議案書の4ページから5ページにかけての改正後の条文に「等」が追加挿入されておりますが、その意図についてちょっとお伺いいたします。

○議長（久保 智君） 税務課長。

○税務課長（勝田悦生君） お答えいたします。

これまでは、減額の対象が窓の断熱改修工事に加え、床、天井、壁の断熱改修工事を行った場合に限られていましたが、今回の改正では、要件の一部に太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事も対象となったことなどから、「等」が追加されたものでございます。

○議長（久保 智君） ほか質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第12 議案第2号「専決処分の承認について」を議題とし、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岩本育久議員。

○12番（岩本育久君） 議案第2号、10ページから11ページにかけて専決処分の承認についてでございますが、熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案で、課税額と保険税の減額についての改正で、それぞれ36万円を超える場合においては60万円、19万円を超える場合については20万円とありますが、これの対象となる世帯数等について分かれば教えてもらいたいと思います。

○議長（久保 智君） 税務課長。

○税務課長（勝田悦生君） ご質問の対象世帯でございますが、令和4年度につきましては、これから賦課処理を行うため、令和3年度の賦課時点で申し上げますと、まず1点目の課税額につきましては、基礎課税額では12世帯、後期高齢者支援金等課税額で7世帯でございます。

次に、2点目の保険税の減額世帯については、どちらも対象となる世帯はございませんでした。

○議長（久保 智君） ほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（久保 智君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号「専決処分の承認について」及び議案第2号「専決処分の承認について」につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号「専決処分の承認について」及び議案第2号「専決処分の承認について」につきましては、委員会への付託を省略いたします。

討 論

○議長（久保 智君） 日程第11 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保 智君) これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長(久保 智君) これより採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保 智君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、これを承認することに決しました。

討 論

○議長(久保 智君) 日程第12 議案第2号「専決処分の承認について」を議題とし、
討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保 智君) これで討論を終結いたします。

採 決

○議長(久保 智君) これより採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保 智君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、これを承認することに決しました。

議案の上程(同意案第1号)

○議長（久保 智君） 日程第13 同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、森岡議員の退席を求めます。

（7番 森岡忠雄君 退席）

提案説明

○議長（久保 智君） 市長の提案理由の説明を求めます。
市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 本臨時会に提出いたしました同意案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」につきましては、議員のうちから選任する監査委員として森岡忠雄議員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

委員会付託の省略

○議長（久保 智君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号につきましては、委員会への付託を省略いたします。

採 決

○議長（久保 智君） 日程第13 同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号は、これに同意することに決しました。

（7番 森岡忠雄君 着席）

閉会中の継続審査

○議長（久保 智君） 日程第14 「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり、会議規則第108条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申出のとおり、これを付託の上、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 智君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、これを付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉 議

○議長（久保 智君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は、全て議

いたしました。

閉 会

○議長（久保 智君） これにて、令和4年5月熊野市議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 1時 30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

熊野市議会臨時議長 _____